

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会のIF記載要領2013に準拠して作成

広範囲抗菌点眼剤

日本薬局方 レボフロキサシン点眼液

レボフロキサシン点眼液 0.5%「ニプロ」

LEVOFLOXACIN OPHTHALMIC SOLUTION

剤 形	水性点眼剤
製 剤 の 規 制 区 分	処方箋医薬品（注意—医師等の処方箋により使用すること）
規 格 ・ 含 量	1mL 中 日本薬局方 レボフロキサシン水和物 5mg
一 般 名	和名：レボフロキサシン水和物 (JAN) 洋名：Levofloxacin Hydrate (JAN)
製 造 販 売 承 認 年 月 日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日：2011年 7月 15日 薬価基準収載年月日：2014年 2月 3日（販売名変更による） 発売年月日 : 2011年 11月 28日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売：ニプロ株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問 い 合 わ せ 窓 口	ニプロ株式会社 医薬品情報室 TEL:0120-226-898 FAX:050-3535-8939 医療関係者向けホームページ https://www.nipro.co.jp/

本IFは2023年10月改訂の電子添文の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、PMDAホームページ「医薬品に関する情報」

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html>にてご確認ください。

I F利用の手引きの概要 一日本病院薬剤師会一

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I Fと略す）の位置付け並びにI F記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてI F記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受け、平成20年9月に日病薬医薬情報委員会においてI F記載要領2008が策定された。

I F記載要領2008では、I Fを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があつた場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-I Fが提供されることとなつた。

最新版のe-I Fは、（独）医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ（<https://www.info.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I Fを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-I Fの情報を検討する組織を設置して、個々のI Fが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとって、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F記載要領の一部改訂を行いI F記載要領2013として公表する運びとなつた。

2. I Fとは

I Fは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はI Fの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたI Fは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

[I Fの様式]

①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。

②I F記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。

③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

[I F の作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I F に記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F 記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「I F 記載要領 2013」と略す）により作成された I F は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[I F の発行]

- ①「I F 記載要領2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「I F 記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

3. I F の利用にあたって

「I F 記載要領2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の I F については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、I F の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や I F 作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、I F の利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、I F が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、I F の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

I F を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I F は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、I F があくまでも添付文書を補完する情報資料であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改訂)

目 次

I. 概要に関する項目	V. 治療に関する項目
1. 開発の経緯 1	1. 効能又は効果 7
2. 製品の治療学的・製剤学的特性 1	2. 用法及び用量 7
	3. 臨床成績 7
II. 名称に関する項目	VII. 薬物動態に関する項目
1. 販売名 2	1. 血中濃度の推移・測定法 10
2. 一般名 2	2. 薬物速度論的パラメータ 10
3. 構造式又は示性式 2	3. 吸収 10
4. 分子式及び分子量 2	4. 分布 11
5. 化学名（命名法） 2	5. 代謝 11
6. 慣用名、別名、略号、記号番号 2	6. 排泄 11
7. CAS 登録番号 2	7. トランスポーターに関する情報 11
	8. 透析等による除去率 11
III. 有効成分に関する項目	VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目
1. 物理化学的性質 3	1. 警告内容とその理由 12
2. 有効成分の各種条件下における安定性 3	2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む） 12
3. 有効成分の確認試験法 3	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由 12
4. 有効成分の定量法 3	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由 12
	5. 慎重投与内容とその理由 12
IV. 製剤に関する項目	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法 12
1. 剤形 4	7. 相互作用 12
2. 製剤の組成 4	8. 副作用 12
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法 4	9. 高齢者への投与 13
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意 4	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与 13
5. 製剤の各種条件下における安定性 5	11. 小児等への投与 13
6. 溶解後の安定性 5	12. 臨床検査結果に及ぼす影響 13
7. 他剤との配合変化（物理化学的变化） 5	13. 過量投与 13
8. 溶出性 5	14. 適用上の注意 13
9. 生物学的試験法 5	15. その他の注意 14
10. 製剤中の有効成分の確認試験法 6	16. その他 14
11. 製剤中の有効成分の定量法 6	
12. 力価 6	
13. 混入する可能性のある夾雑物 6	
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報 6	
15. 刺激性 6	
16. その他 6	

IX. 非臨床試験に関する項目	
1. 薬理試験	15
2. 毒性試験	15
X. 管理的項目に関する項目	
1. 規制区分	16
2. 有効期間又は使用期限	16
3. 貯法・保存条件	16
4. 薬剤取扱い上の注意点	16
5. 承認条件等	16
6. 包装	16
7. 容器の材質	16
8. 同一成分・同効葉	17
9. 国際誕生年月日	17
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	17
11. 薬価基準収載年月日	17
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更 追加等の年月日及びその内容	17
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及び その内容	17
14. 再審査期間	17
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	17
16. 各種コード	17
17. 保険給付上の注意	18
XI. 文献	
1. 引用文献	19
2. その他の参考文献	19
XII. 参考資料	
1. 主な外国での発売状況	20
2. 海外における臨床支援情報	20
XIII. 備考	
その他の関連資料	21

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

レボフロキサシン水和物はニューキノロン系抗菌薬であり、細菌のDNAジャイレスの活性阻害によるDNAの複製阻害であり、殺菌的に作用し¹⁾、点眼薬においては本邦では2000年に上市されている。

レボフロキサシン点眼液0.5%「NP」は、日東メディック㈱が初の後発医薬品として開発を企画し、薬食発第0331015号（平成17年3月31日）に基づき規格及び試験方法を設定、加速試験、生物学的同等性試験を実施し、2011年7月に承認を取得、2011年11月に販売を開始した。2014年2月には、製造販売承認をニプロ㈱が承継し、販売名をレボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」と変更した。

2. 製品の治療学的・製剤学的特性

- 本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、ミクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス（コッホ・ウィークス菌）、シュードモナス属、綠膿菌、ステノトロホモナス（ザントモナス）・マルトフィリア、アシネトバクター属、アクネ菌に抗菌活性を示す。
- 臨床的には、これら上記の細菌による諸種感染症等（効能・効果参照）に対し、有用性が認められている。
- 「有効成分名＋濃度」を容器本体（正面）とキャップ（反対面）の2箇所に、また眼のマークと共に「点眼液」の文字を付記したアイコンを表記することにより、ラベル表示で識別性を向上させている。
- 重大な副作用としては、ショック、アナフィラキシーがあらわれることがある（頻度不明）。

II. 名称に関する項目

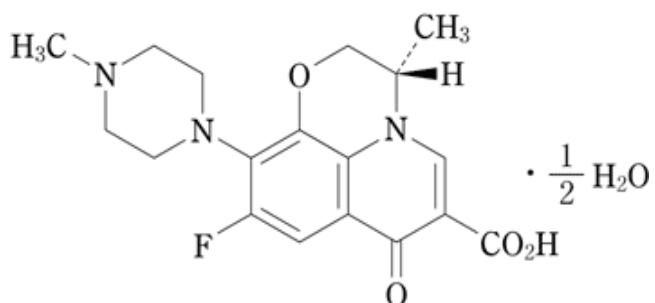
1. 販売名

- (1) 和名：レボフロキサシン点眼液 0.5% 「ニプロ」
(2) 洋名：LEVOFLOXACIN OPHTHALMIC SOLUTION
(3) 名称の由来：有効成分であるレボフロキサシンに剤形及び含量を記載し、社名である「ニプロ」を付した。

2. 一般名

- (1) 和名（命名法）：レボフロキサシン水和物（JAN）
(2) 洋名（命名法）：Levofloxacin Hydrate（JAN）
(3) ステム : ナリジクス酸系抗菌薬 : -oxacin

3. 構造式又は示性式



4. 分子式及び分子量

分子式：C₁₈H₂₀FN₃O₄ · 1/2H₂O

分子量：370.38

5. 化学名（命名法）

(3S)-9-Fluoro-3-methyl-10-(4-methylpiperazin-1-yl)-7-oxo-2,3-dihydro-7H-pyrido[1,2,3-de][1,4]benzoxazine-6-carboxylic acid hemihydrate (IUPAC)

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

略号：LVFX

別名：レボフロキサシン

7. CAS 登録番号

138199-71-0

III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

淡黄白色～黃白色の結晶又は結晶性の粉末である。

無臭で、味は苦い。¹⁾

(2) 溶解性

酢酸(100)に溶けやすく、水又はメタノールにやや溶けにくく、エタノール(99.5)に溶けにくい。

0.1mol/L 塩酸試液に溶ける。

(3) 吸湿性²⁾

11～93%RHにおいて吸湿性は示さなかった。

(4) 融点(分解点), 沸点, 凝固点

融点：約226°C(分解)

(5) 酸塩基解離定数²⁾

pKa₁ : 6.11(カルボキシル基、滴定法)、pKa₂ : 8.18(ビペラジンの4位の窒素、滴定法)

(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値¹⁾

旋光度：[α]_D²⁰ : -92～-99°

(脱水物に換算したものの0.1g、メタノール、10mL、100mm)。

水分：2.1～2.7%(0.5g、容量滴定法、直接滴定)。

強熱残分：0.1%以下(1g)。

2. 有効成分の各種条件下における安定性

光によって徐々に暗淡黄白色になる。

3. 有効成分の確認試験法¹⁾

日本薬局方の医薬品各条の「レボフロキサシン水和物」確認試験法による。

4. 有効成分の定量法¹⁾

日本薬局方の医薬品各条の「レボフロキサシン水和物」定量法による。

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 投与経路

点眼

(2) 剤形の区別、外観及び性状

1) 剤形：水性点眼剤（無菌製剤）

2) 規格：1mL 中 日本薬局方 レボフロキサシン水和物 5mg

3) 性状：微黄色～淡黄色澄明の水性点眼剤（無菌製剤）

(3) 製剤の物性

該当資料なし

(4) 識別コード

該当しない

(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定なpH域等

pH：6.2～6.8

浸透圧比（生理食塩液に対する比）：約1

(6) 無菌の有無

本剤は無菌製剤である。

2. 製剤の組成

(1) 有効成分（活性成分）の含量

1mL 中 日本薬局方 レボフロキサシン水和物 5mg

(2) 添加物

塩化ナトリウム（等張化剤）

水酸化ナトリウム（pH調整剤）

塩酸（pH調整剤）

(3) 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

3. 用時溶解して使用する製剤の調製法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

5. 製剤の各種条件下における安定性

加速試験³⁾

試験条件：40±2°C、75±5%RH

包装形態（ポリエチレン容器）

項目及び規格	試験開始時	1カ月後	3カ月後	6カ月後
性状（微黄色～淡黄色澄明の液）	適合	適合	適合	適合
確認試験	適合	適合	適合	適合
浸透圧比（1.0～1.1）	1.0	1.1	1.1	1.1
pH（6.2～6.8）	6.4～ 6.5	6.4～ 6.5	6.5	6.5
不溶性異物検査	適合	適合	適合	適合
不溶性微粒子試験	適合	適合	適合	適合
無菌試験	適合	適合	適合	適合
含量（95.0～105.0%）	100.8～ 101.9	100.1～ 100.5	100.0～ 100.6	99.9～ 100.7

(n=3)

最終包装製品を用いた加速試験（40°C、相対湿度75%、6カ月）の結果、通常の市場流通下において3年間安定であることが推測された。

6. 溶解後の安定性

該当しない

7. 他剤との配合変化（物理化学的变化）⁴⁾

レボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」と併用または配合が予想される点眼液29製剤について配合変化試験を行った。その結果、2製剤（チモプトールXE点眼液0.5%、サンテゾーン点眼液（0.1%））で配合変化が確認された。

以上の結果から、レボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」と配合変化が生じた2製剤（チモプトールXE点眼液0.5%、サンテゾーン点眼液（0.1%））を併用する際は注意が必要である。また、配合変化が生じなかった点眼剤と併用する際も、特別な点眼間隔（チモプトールXE点眼液0.5%は10分）の記載がなければ、併用する点眼剤との点眼間隔を5分以上あけるよう指導することが必要である。

8. 溶出性

該当しない

9. 生物学的試験法

該当しない

10. 製剤中の有効成分の確認試験法⁵⁾

日本薬局方の医薬品各条の「レボフロキサシン点眼液」確認試験法による。

11. 製剤中の有効成分の定量法⁵⁾

日本薬局方の医薬品各条の「レボフロキサシン点眼液」定量法による。

12. 力価

該当しない

13. 混入する可能性のある夾雜物

該当資料なし

14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当資料なし

15. 刺激性

該当資料なし

16. その他

該当しない

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果

〈適応菌種〉

本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、ミクロコッカス属、モラクセラ属、コリネバクテリウム属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、ヘモフィルス・エジプチウス（コッホ・ウィークス菌）、シュードモナス属、緑膿菌、ステノトロホモナス（ザントモナス）・マルトフィリア、アシネトバクター属、アクネ菌

〈適応症〉

眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎（角膜潰瘍を含む）、眼科周術期の無菌化療法

2. 用法及び用量

通常、1回1滴、1日3回点眼する。なお、症状により適宜増減する。

〈用法・用量に関する使用上の注意〉

1. 本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。
2. 本剤におけるメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）に対する有効性は証明されていないので、MRSAによる感染症が明らかであり、臨床症状の改善が認められない場合、速やかに抗 MRSA 作用の強い薬剤を投与すること。

3. 臨床成績

（1）臨床データパッケージ

該当資料なし

（2）臨床効果

該当資料なし

（3）臨床薬理試験

該当資料なし

（4）探索的試験

該当資料なし

（5）検証的試験

1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

2) 比較試験

該当資料なし

3) 安全性試験

該当資料なし

4) 患者・病態別試験

該当資料なし

(6) 治療的使用

1) 使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験)

該当資料なし

2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当資料なし

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群

ニューキノロン系抗菌薬

2. 薬理作用

(1) 作用部位・作用機序¹⁾

ニューキノロン系抗菌薬。キノロン系及びニューキノロン系抗菌薬の作用機序は、細菌のDNAジャイレース(DNA複製時にらせん状のDNA鎖を一度切断し、その後再結合する酵素)の活性阻害によるDNAの複製阻害であり、殺菌的に作用する。

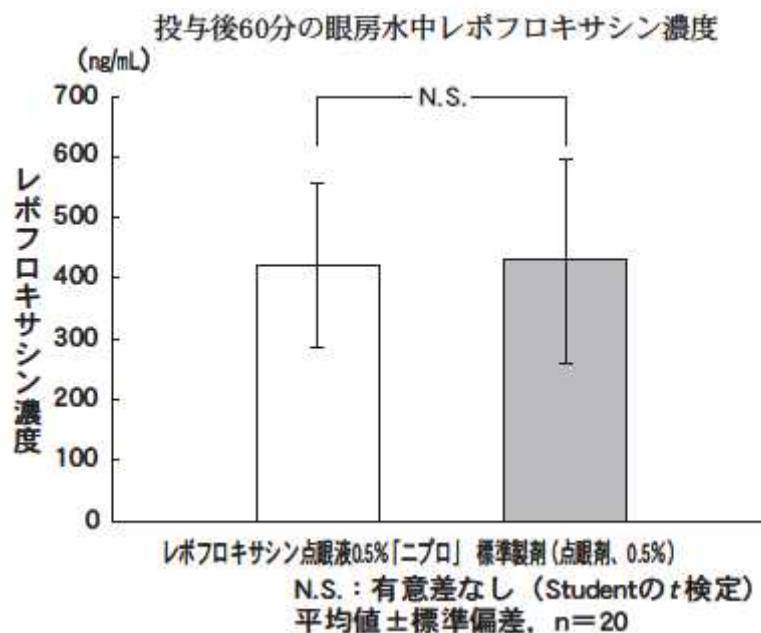
(2) 薬効を裏付ける試験成績

〈参考〉

生物学的同等性の評価

眼房水中濃度測定によるウサギの眼房水内移行量⁶⁾

レボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」と標準製剤(点眼剤、0.5%)をウサギ結膜囊内にそれぞれ50μL単回点眼投与し、60分後の眼房水中濃度を測定したところ、濃度比に有意差は認められなかった。また、2群の平均値の差の90%信頼区間はlog(0.80)～log(1.25)の範囲内であった。したがって、両製剤の生物学的同等性が確認された。



(3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法

(1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

(2) 最高血中濃度到達時間

該当資料なし

(3) 臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

(4) 中毒域

該当資料なし

(5) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) バイオアベイラビリティ

該当資料なし

(4) 消失速度定数

該当資料なし

(5) クリアランス

該当資料なし

(6) 分布容積

該当資料なし

(7) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

- (1) 血液－脳関門通過性
該当資料なし
- (2) 血液－胎盤関門通過性
該当資料なし
- (3) 乳汁への移行性
該当資料なし
- (4) 髄液への移行性
該当資料なし
- (5) その他の組織への移行性
該当資料なし

5. 代謝

- (1) 代謝部位及び代謝経路
該当資料なし
- (2) 代謝に関与する酵素 (CYP450 等) の分子種
該当資料なし
- (3) 初回通過効果の有無及びその割合
該当資料なし
- (4) 代謝物の活性の有無及び比率
該当資料なし
- (5) 活性代謝物の速度論的パラメータ
該当資料なし

6. 排泄

- (1) 排泄部位及び経路
該当資料なし
- (2) 排泄率
該当資料なし
- (3) 排泄速度
該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

禁忌（次の患者には投与しないこと）

本剤の成分、オフロキサシン及びキノロン系抗菌剤に対し過敏症の既往歴のある患者

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

「V. 治療に関する項目」を参照すること。

5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

該当しない

7. 相互作用

（1）併用禁忌とその理由

該当しない

（2）併用注意とその理由

該当しない

8. 副作用

（1）副作用の概要

本剤は、副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

（2）重大な副作用と初期症状

重大な副作用（頻度不明）

ショック、アナフィラキシー

ショック、アナフィラキシーを起こすことがあるので、観察を十分に行い、紅斑、発疹、呼吸困難、血圧低下、眼瞼浮腫等の症状が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

(3) その他の副作用

副作用が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

種類＼頻度	頻度不明
過敏症	発疹、蕁麻疹、眼瞼炎（眼瞼発赤・浮腫等）、眼瞼皮膚炎、そう痒感
眼	刺激感、びまん性表層角膜炎等の角膜障害、結膜炎（結膜充血・浮腫等）、眼痛

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

「2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）」の項

「8. 副作用」の項 を参照。

9. 高齢者への投与

該当しない

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

妊娠又は妊娠している可能性のある婦人には治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。〔妊娠中の投与に関する安全性は確立していない〕

11. 小児等への投与

該当しない

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

1) 投与経路

点眼用にのみ使用すること。

2) 投与時

薬液汚染防止のため、点眼のとき、容器の先端が直接目に触れないように注意するよう指導すること。

15. その他の注意

該当しない

16. その他

該当しない

IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験

(1) 薬効薬理試験（「VI. 薬効薬理に関する項目」参照）

(2) 副次的薬理試験

該当資料なし

(3) 安全性薬理試験

該当資料なし

(4) その他の薬理試験

該当資料なし

2. 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

該当資料なし

(2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

(3) 生殖発生毒性試験

該当資料なし

(4) その他の特殊毒性

該当資料なし

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

製 剤：レボフロキサシン点眼液0.5%「ニプロ」 処方箋医薬品^{注)}

有効成分：日本薬局方 レボフロキサシン水和物 処方箋医薬品^{注)}

注) 注意—医師等の処方箋により使用すること

2. 有効期間又は使用期限

使用期限：製造後3年（安定性試験結果に基づく）

（「IV. 製剤に関する項目」の「5. 製剤の各種条件下における安定性」の項を参照。）

3. 貯法・保存条件

室温・遮光保存

4. 薬剤取扱い上の注意点

（1）薬局での取り扱い上の留意点について

該当しない

（2）薬剤交付時の取扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）

「IV. 製剤に関する項目」の「7. 他剤との配合変化（物理化学的変化）」及び
「VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目」の「14. 適用上の注意」の項
を参照。

（3）調剤時の留意点について

該当しない

5. 承認条件等

該当しない

6. 包装

5mL×10本

7. 容器の材質

容 器：ポリエチレン

中 桜：ポリエチレン

キャップ：ポリプロピレン

8. 同一成分・同効薬

同一成分薬：クラビット点眼液 0.5%（参天製薬）他

同 効 薬：ガチフロキサシン水和物、トスフロキサシントシリ酸塩水和物、モキシフロキサシン塩酸塩 等

9. 国際誕生年月日

該当しない

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日：2011年7月15日

承認番号 : 22300AMX00676000

[注1]2013年5月23日に製造販売承認をニプロファーマ㈱に承継。

[注2]2014年2月3日に製造販売承認をニプロ㈱に承継。

11. 薬価基準収載年月日

2014年2月3日

[注]レボフロキサシン点眼液 0.5%「NP」（旧販売名）：2011年11月28日

経過措置期間満了：2014年9月30日

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投薬（あるいは投与）期間に関する制限は定められていない。

16. 各種コード

販売名	HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード
レボフロキサシン点眼液 0.5%「ニプロ」	121252502	1319742Q1276	622125202

17. 保険給付上の注意

本剤は、診療報酬上の後発医薬品に該当する。

X I. 文献

1. 引用文献

- 1) 第十八改正 日本薬局方 解説書（廣川書店） C-6260 (2021)
- 2) 日本薬剤師研修センター編：日本薬局方 医薬品情報 2021（じほう） 849 (2021)
- 3) ニプロ(株)社内資料：安定性（加速）試験
- 4) ニプロ(株)社内資料：配合変化試験
- 5) 第十八改正 日本薬局方 解説書（廣川書店） C-6273 (2021)
- 6) ニプロ(株)社内資料：生物学的同等性（眼房水中濃度測定）試験

2. その他の参考文献

該当資料なし

XII. 参考資料

1. 主な外国での発売状況

該当しない

2. 海外における臨床支援情報

該当資料なし

XIII. 備考

その他の関連資料

該当資料なし

【MEMO】

二フ。口 株式会社

大阪府摂津市千里丘新町3番26号